

業務用・産業用 付帯割引契約 低圧用（選択約款）

2019年10月1日実施

A0024

静岡ガス&パワー株式会社

業務用・産業用付帯割引契約 低圧用（選択約款）

I 目的

1 適用範囲

本業務用・産業用付帯割引契約（以下「本契約」という）は、静岡ガス&パワー株式会社（以下「当社」という）の電気供給約款（50Hz地区 低圧用および60Hz地区 低圧用）（以下「電気供給約款」という）に定める需給契約によって電気の供給を受けているお客さまのうち、本契約の締結を希望される場合に適用いたします。

2 申し込み方法

本契約の締結を希望されるお客さまは、当社所定の様式によって申し込んでいただきます。

3 契約の成立

契約成立日は、お客さまから申し込みを受けた日以降であって、当社が所定の手続を終了した後に定めた日といたします。なお、当社はお客さまに契約成立日をお知らせしません。

4 適用開始日および契約期間

(1) 本契約の適用開始日は、契約成立日以降の一般送配電事業者による検針日からといたします。ただし、本契約が電気供給約款に基づく主契約と同日に成立した場合は、主契約が成立した日を適用開始日といたします。

(2) 本契約の契約期間は原則として、適用開始日以降の電気供給約款に基づく主契約の契約期間と同一といたします。ただし、5（契約の廃止及び解約）によって、お客さまによる契約の廃止または当社による解約を行った場合はこの限りではありません。

5 契約の廃止及び解約

(1) お客さまが本契約の廃止を希望される場合は、当社に申し出ていただきます。

(2) 当社は、以下に定める状況となったときに、本契約を解約いたします。

イ 電気供給約款に定める需給契約が終了したとき。

ロ お客さまが本契約の適用条件を満たすことができなくなったとき。

なお、ロの場合、当社はお客さまに、契約内容が変更になったことをお知らせします。

6 料金の計算方法

(1) 電気供給約款にて定めた料金のうち、基本料金および電力量料金について、Ⅱ章で定める割引額に従って割り引きます。

(2) 日割計算等、料金算定にかかる事項は電気供給約款に定める方法によります。

(3) 料金計算における単位ならびに端数の取扱いについては、電気供給約款に定める方法によります。

7 その他定めのない事項

その他本契約に定めのない事項については、電気供給約款に定める方法によります。

Ⅱ 業務用・産業用付帯割引メニュー

8 商売繁盛割

(1) 適用条件

お客さまがこの割引の適用を受けるためには、以下のイ、ロ、ハおよびニで定める条件を満たしている必要があります。

イ 電気供給約款に定める需給契約の契約種別(料金プラン)が、おうちプラン1(40アンペア、50アンペア、60アンペアに限る)、またはおうちプラン2のいずれかであること。

ロ 電気を使用する地点で、静岡ガス株式会社、静岡ガス株式会社の各関係会社もしくは当社が指定した事業者との間でガス需給契約を締結していること。

なお、静岡ガス株式会社の各関係会社とは、以下の事業者をいいます。

- ・ 静岡ガスエネルギー株式会社
- ・ 中遠ガス株式会社
- ・ 袋井ガス株式会社
- ・ 吉田ガス株式会社
- ・ 御殿場ガス株式会社
- ・ 下田ガス株式会社
- ・ 信州ガス株式会社

・島田ガス株式会社

ハ ロに定める地点で、店舗・作業場・事務所など、業務に使用することを目的として、ガスを使用していること。

ニ 原則として、電気料金の支払方法は、口座振替とすること。

(2) 割引額

イ 1月ごとの基本料金に対して、以下の割引額を適用します。なお、付帯割引契約に定める、創エネ割、ほっと割、安心割もしくはおとも割との併用はできません。

おうちプラン1		
契約アンペア	割引額 (50Hz地区)	割引額 (60Hz地区)
40A	114.40円	114.40円
50A	143.00円	143.00円
60A	171.60円	171.60円
おうちプラン2		
1kVAあたり	28.60円	28.60円

ロ 1月ごとの電力量料金に対して、以下の割引額を適用します。

	割引額 (50Hz地区)	割引額 (60Hz地区)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	1.02 円	0.51円

附 則

1 適用日

本業務用・産業用付帯割引契約の改定は、2019年10月1日以降に到来する検針日において適用するものといたします。なお、本附則は、上記の効力発生をもってこれを削除するものといたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払を受ける権利が確定する料金については、前条の規定にかかわらず、本業務用・産業用付帯割引契約改定前の業務用・産業用付帯割引契約により算定いたします。